厚木市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス事業所等を運営する法人の負担軽減を図り、安定した福祉サービスの提供を支援するため、予算の範囲内において厚木市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第５号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「障害福祉サービス事業所等」とは、市内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定事業所（同法に基づくものにあっては、障害児通所支援事業所に限る。）並びに厚木市地域生活支援事業実施要綱（平成　18年10月１日施行）第５条第３項の規定により届出のあった社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等が設置し、運営する事業所（市内に所在するものに限る。）をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付の対象とする者は、別表に掲げる障害福祉サービス事業所等を運営する法人のうち、次の各号のいずれの要件も満たすもの（以下「支給対象法人」という。）とする。

(1) 令和８年７月１日以前に神奈川県又は所管市町村の指定等を受けて、第５条の規定による申請をする日において障害福祉サービス事業所等を現に運営していること。

(2) 当該障害福祉サービス事業所等を運営する法人の事業計画において、令和９年３月31日までに、障害福祉サービス事業所等の事業の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。以下同じ。）又は事業の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。以下同じ。）をする予定がないこと。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。

（交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする支給対象法人の代表者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、厚木市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金交付申請書に施設・事業所別申請額一覧を添えて、市長に提出しなければならない。

２　第１項の規定による申請は、電子メールを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、この限りでない。

３　障害福祉サービス事業所等を複数運営する支給対象法人は、当該障害福祉サービス事業所等に係る第１項の規定による申請を一括して行わなければならない。

４　支援金の交付の申請は、１申請者当たり１回を限度とする。

（交付決定等）

第６条　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付することを決定したときは厚木市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金交付決定通知書により、支援金を交付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者から指定された口座に支援金を振り込むものとする。

（支援金の返還等）

第８条　市長は、前条の規定により支援金の交付をした申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) 令和９年３月31日までに障害福祉サービス事業所等の廃止又は休止をしたとき。

２　市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消したときは、厚木市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金取消通知書により交付決定者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により交付した支援金の全部又は一部の返還を請求するときは、厚木市障害福祉サービス事業所等物価高騰対応支援金返還請求書により交付決定者に通知するものとする。

附　則

１　この要綱は、令和８年 10 月 23 日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。

別表（第３条、第４条関係）

施設区分	事業所・施設種別	支給単価
入所・ 居住系 事業所	障害者支援施設、自立訓練（生活訓練（宿泊型のみ））、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、短期入所（医療型を除く。）及び福祉ホーム	定員１人当たり7,500 円を乗じて得た額の合計額
通所系 事業所	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練及び生活訓練（宿泊型は除く。））、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、就労選択支援、児童発達支援、旧医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター及び日中一時支援 （注）障害者支援施設の昼間サービスを除く。	１事業所当たり25,000 円
訪問系 事業所	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業、基幹相談支援、移動支援、意思疎通支援及び訪問入浴サービス	１事業所当たり15,000 円

備考１　同一建物内で同施設区分のサービスを提供している場合にあっては、一つの障害福祉サービス事業所等として取り扱うものとする。

２　同一建物内で施設区分が同一の介護保険サービスを提供している介護事業所等（介護保険法（平成９年法律第 123 号）、に基づく指定を受けた事業所をいう。）に併設する障害福祉サービス事業所等にあっては、支援金の額の算定の対象としない。

３　短期入所（併設型）については、併設する入所・居住系事業所とそれぞれ申請することができる。